

## 平成 22 年度次期 V O C 対策のあり方検討 ワーキンググループ報告（抜粋版） （揮発性有機化合物排出抑制専門委員会 報告）

### ■平成 23 年 4 月以降の方針

最終的な判断は、平成 22 年度の V O C 排出量が明らかになってから行うものであるが、これまでの V O C 排出量の低減傾向を鑑みれば、以下のとおりとすることが適当である。

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 16 年 5 月 26 日法律第 56 号）附則第 2 条において「5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」こととなっている。このまま V O C 排出量の削減が順調に推移すれば、目標としていた 3 割程度削減については引続き達成される見込みであることから、この附則に基づく制度の見直しについては、特段の必要性は認められず、法規制と自主的取組を組み合わせた V O C 排出抑制制度は、そのまま継続する。その際、事業者の負担軽減に留意する<sup>1</sup>。

- ① 新たな削減目標は設定せず、現在の V O C 排出抑制制度は継続する。
- ② V O C 排出状況については引き続きフォローアップする。
  - V O C 総排出量の把握を今後も継続して実施
  - 一般環境における V O C を構成する各成分の濃度の測定を今後も継続して実施

<sup>1</sup> 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(環管大発第 050617001 号、平成17年6月17日)においては、「規制以上の取組が継続的に行われている事業者が存在することが明らかになった場合には、測定頻度の軽減等の事業者の負担軽減について検討することとしている」と記されている。